

那覇市公告第 625 号
令和 5 年 12 月 27 日

真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事の制限付一般競争入札
(事後審査型) の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事
- (2) 履行内容 : 「現場説明書」 のとおり
- (3) 履行場所 : 那覇市役所真和志庁舎
(所在地 : 那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号)
- (4) 履行期間 : 契約の日から令和 6 年 3 月 27 日
- (5) 予定価格 : 8, 832, 000 円 (消費税抜き)
- (6) 最低制限価格 : 予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 開札日において建築の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4) に該当するものを除く。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続して

いるなど受注者として不相当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

- (7) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に建築工事業者として登録されている者であること。
- (8) 開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、建築工事の評定点が 60 点未満でない者であること(上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする)。
- (9) ア 現場代理人は、作業時に施工現場に常駐で配置できること。
イ 業務従事者に以下のいずれかの資格を有する者がいること。
 - ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級建築施工管理技士(建築に限る)
 - ・ 1 級建築士 ・ 2 級建築士ウ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。
エ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (10) 開札日において建築工事業の有効な建設業許可を受けている者であること
- (11) 那覇市に本店が有る者であること。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 現場説明書の配布

配布期間 令和 5 年 12 月 27 日(水)～令和 6 年 1 月 16 日(火)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

5 現場説明書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 5 年 12 月 27 日(水)～令和 6 年 1 月 11 日(木)午後 5 時まで
- (2) 質問方法：質問書・数量質問書(現場説明書 別紙 1 参照)を那覇市まちなみ共創部建築工事課へ FAX で提出すること。また、送信後、届いているか確認の電話を必ず行なうこと。
 - ア 提出先 : まちなみ共創部 建築工事課 比嘉孝之
 - イ FAX 番号 : 951-3228
 - ウ 電話番号 : 951-3227
- (3) 回答日 : 令和 6 年 1 月 15 日(月) 午後 5 時までに回答
- (4) 回答方法：質問及び回答は、那覇市役所公式ホームページに掲載する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和6年1月17日（水）
午後3時受付開始 午後3時10分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎12階 会議室1201A
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ア 入札書（資料1）
 - イ 工事費内訳書（資料2）
（初回入札時のみ投函する。左上をホチキス等で止め、アと一緒に投函すること）
 - ウ 代理人が入札する場合にあっては委任状（資料3）
※様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

- 那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書及び工事内訳書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書、工事費内訳書（初回入札時のみ）、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、使用印鑑届の印又は印鑑証明書の印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることがで

きない。

- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 工事費内訳書が入札書に添付されていない入札（初回入札時のみ）
- (8) 入札書の入札金額と工事費内訳書の内訳価格計が一致しない入札
（工事費内訳書に内訳金額が記載されていない場合並びに各費目の計が内訳価格計と一致しない場合も無効となることもある）
- (9) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (10) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届の印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (12) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (13) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (14) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (15) 郵送による入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

- ア 本件入札は、総価によって行い、最低制限価格以上の価格をもって入札した者で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。
- イ 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

- ア 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- イ 落札候補者が、12-（1）に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出及び提出期限（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書（資料4）
- イ 誓約書兼同意書（現場説明書 別紙3参照）
- ウ 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し
- エ 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し
- オ 配置予定技術者及び営業所の専任技術者（資料5）
- カ 配置予定技術者の手持工事の状況（資料6）
- キ 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書（資料7）
- ク 工事費内訳書（資料2）（再度入札による落札候補者のみ）

(2) 提出期限 令和6年1月22日（月） 午後5時（※厳守）

13 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結までに次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀

行又は賃貸人が確実に認める金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 支払条件に関する事項

- (1) 前金払い：適用する。契約金額の10分の4以内とする。
- (2) 部分払い：適用する。那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内。

15 その他

- (1) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

16 お問い合わせ

- (1) この公告・入札・開札・契約に関すること
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：安里）
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352
- (2) 現場説明書の内容に関すること
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎8階）
那覇市まちなみ共創部建築工事課 建築グループ（担当：比嘉）
電話 098-951-3227 F A X 098-951-3228